

確認しよう！ワンストップ特例制度

「ワンストップ特例制度」が適用されるためには、条件があります。
ワンストップ特例制度を申請する前に、以下のフローチャートを確認しましょう。

①ワンストップ特例制度を利用しますか？

いいえ



はい

②もともと確定申告を必要としない給与所得者等ですか？

いいえ



はい

③1年間（同年1/1～12/31）に寄附した自治体は5カ所以内ですか？

いいえ



はい

《確定申告が必要となります》

寄附先の自治体から届く「寄附金受領証明書」と、源泉徴収票等の必要書類をもって、最寄りの税務署で申告をお願いします。

※「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」等、ワンストップ特例制度に係る書類の提出は必要ありません。

《ワンストップ特例制度を利用できます》

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入、押印し、「マイナンバー確認書類のコピー」及び「身分証のコピー」を添付の上、当市へ提出をお願いします。

※詳細は、別添の「ふるさと納税寄附金のワンストップ特例制度について」をご覧ください。

ワンストップ特例申請にあたり、添付する必要書類をご確認ください



④「マイナンバーカード」を持っていますか？

はい



【おもて面】



【うら面】

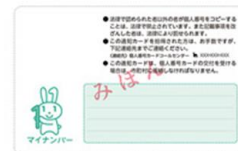
いいえ

⑤「通知カード」を持っていますか？

はい



【おもて面】



【うら面】

いいえ

《必要書類》

・マイナンバーカードの表面・裏面のコピー
※身分証のコピーは、必要ありません。

《必要書類》

・通知カードのコピー
・身分証のコピー（例：運転免許証、パスポート等）
※裏面に記載事項がある場合は、裏面のコピーも必要です。

《必要書類》

・マイナンバー記載の住民票のコピー
・身分証のコピー（例：運転免許証、パスポート等）
※裏面に記載事項がある場合は、裏面のコピーも必要です。

《提出期限：ふるさと納税を行った翌年の1月10日【必着】》

※ 以上を確認の上、申請する方は、裏面もご確認ください ※